

平成 2 7 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 9 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 3 9 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告
について
- 日程第 6 報告第 4 号 平成 2 6 年度決
算に基づく赤平市健全化判断比率
の報告について
- 日程第 7 報告第 5 号 平成 2 6 年度決
算に基づく赤平市資金不足比率の
報告について
- 日程第 8 議案第 2 1 号 専決処分の承認
を求めることについて（平成 2 7
年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 9 議案第 2 2 号 赤平市個人情報
保護条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 赤平市職員の再
任用に関する条例及び赤平市議会
の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例の一部改
正について
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 赤平市手数料徴
収条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 5 号 赤平市国民健康
保険事業財政調整基金条例の制定
について
- 日程第 1 3 議案第 2 6 号 北海道市町村職
員退職手当組合格約の変更につい
て

- 日程第 1 4 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度赤
平市一般会計決定認定について
- 日程第 1 5 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度赤
平市国民健康保険特別会計決算認
定について
- 日程第 1 6 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計決算
認定について
- 日程第 1 7 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度赤
平市土地造成事業特別会計決算認
定について
- 日程第 1 8 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度赤
平市下水道事業特別会計決算認定
について
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度赤
平市霊園特別会計決算認定につい
て
- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度赤
平市用地取得特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度赤
平市介護サービス事業特別会計決
算認定について
- 日程第 2 2 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度赤
平市介護保険特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 2 3 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度赤
平市水道事業会計決算認定につい
て
- 日程第 2 4 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度赤
平市病院事業会計決算認定につい

- て
- 日程第 2 5 一般質問
1. 若山武信議員
 2. 竹村恵一議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 4 号 平成 26 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 5 号 平成 26 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 9 議案第 22 号 赤平市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 23 号 赤平市職員の再任用に関する条例及び赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 24 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 25 号 赤平市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第 13 議案第 26 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 14 議案第 32 号 平成 26 年度赤平市一般会計決定認定について

- 日程第 15 議案第 33 号 平成 26 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 16 議案第 34 号 平成 26 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 17 議案第 35 号 平成 26 年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 18 議案第 36 号 平成 26 年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 37 号 平成 26 年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 20 議案第 38 号 平成 26 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 21 議案第 39 号 平成 26 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 22 議案第 40 号 平成 26 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 23 議案第 41 号 平成 26 年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 24 議案第 42 号 平成 26 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 25 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	5	若山武信	1. ボランティア活動の推進について 2. 児童館、児童センタ

順序	議席番号	氏名	件名
			一の役割と今後について 3. 市職員の健康管理について 4. 消防団への市職員の加入について
2	4	竹村 恵一	1. 人が集まり、住みたくなるまちづくりについて 2. 市職員の業務意欲向上について 3. 教育行政について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
- 2番 五十嵐 美知 君
- 3番 植村 真美 君
- 4番 竹村 恵一 君
- 5番 若山 武信 君
- 6番 向井 義擴 君
- 7番 伊藤 新一 君
- 8番 獅畑 輝明 君
- 9番 御家瀬 遵 君
- 10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 菊島 美孝 君
- 教育委員会委員長 山田 和裕 君
- 監査委員 早坂 忠一 君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君

農業委員会会長	田村 元一 君
副市長	伊藤 嘉悦 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君
税務課長	下村 信磁 君
市民生活課長	野呂 道洋 君
社会福祉課長	永川 郁郎 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君
商工労政観光課長	林 伸樹 君
農政課長	菊島 美時 君
建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	杉本 悌志 君
会計管理者	中西 智彦 君
あかびら市立病院事務長	中實 吉俊 君
教育委員会 教育長	多田 豊 君
" 学校教育課長	相原 弘幸 君
" 社会教育課長	蒲原 英二 君
監査事務局長	大橋 一 君
選挙管理委員会事務局長	町田 秀一 君
農業委員会事務局長	菊島 美時 君
○本会議事務従事者	
議会事務局長	栗山 滋之 君
" 総務議事担当主幹	野呂 律子 君
" 総務議事係長	安原 敬二 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成27年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、3番植村議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの10日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は25件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告ですが、平成27年第2回定例会以降平成27年9月8日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、赤平市名誉市民の称号につきましてご報告を申し上げます。本年4月をもって勇退されました前市長の故高尾弘明氏は、高潔な人格、識見と永年にわたって本市に尽くされた自治功労は非常に大きく、市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値する方であることから、議会の同意を得て7月25日に赤平市名誉市民の称号をお贈りさせていただきました。なお、故高尾弘明氏は、7月21日にご逝去され、7月25日、7月26日に市葬をとり行ったところでございますが、生前中の活躍の場の広さを再認識させる関係者の方々、そして多くの市民の皆様のご参列をいただき、ありし日をしのびながら、故人の功績と栄誉をたたえ、哀悼の意を表しました。今後は、故人のご冥福をお祈りすることはもちろんであります。故人が残された本市への熱い思いを胸に刻みつつ、本市をさらに発展させていくために一層の努力と精進を重ねなければならないと決意を新たにいたしましたところでございます。改めてこの場をおかりして、議会を初め市民の皆様にご挨拶を申し上げます。

次に、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、また産炭地域では炭鉱閉山による人口減少や地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため空知管内の首長で構成する空知地方総合開発期成会により、空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案あるいは要望を取りまとめ、7月14日に北海道知事並びに関係機関へ、7月29日には各省庁並びに道内の選出国會議員に対して要望行動を行ったところでございます。また、

7月30日には北海道石炭対策連絡会議により、空知、釧路地域における産炭地振興対策について経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動が行われたところでございます。

次に、地方交付税について申し上げます。平成27年度の普通交付税につきまして総務省は7月24日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであります。道府県を除く全国市町村では、対前年度0.5%の減、道内市町村においては0.1%の増となっており、当市におきましては普通交付税決定総額として1.4%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると1.1%の増となったところであります。増額の主な理由といたしまして、基準財政収入額は地方消費税率の引き上げにより地方消費税交付金が増額となりましたが、基準財政需要額の地方財政計画に計上されたまち・ひと・しごと創生事業費に対応するための人口減少等特別対策事業費が新設されたことによりまして、普通交付税総額としては微増となりました。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいりたいと思っております。

次に、赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。7月2日、第1回赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議、みらい部会の合同会議を開催いたしました。総合戦略会議は、市民団体の代表者と産官学金労の有識者19名で構成され、会長に西出勝利氏、副会長に藤原税氏が選任されました。また、みらい部会は市民団体代表者17名で構成され、部会長に植松努氏、副部会長に岡田剛氏が選任されました。今後本格的な人口減少社会に対応すべき政策提言等を行っていただくため、総合戦略会議に諮問させていただき、現在具体的な協議を進めていただいているところでございます。本年11月までには答申をいただいて、本内容を踏まえ、行政内における策定委員会及び幹事会において本年11月末の地方版総合戦略策定を目指してまいりたい

と考えております。

続きまして、JR赤平駅の無人化について申し上げます。6月の9日及び7月の13日にJR北海道の駅業務部の部課長が来庁され、本年9月30日をもって赤平駅の窓口営業を停止し、社員配置を解消する旨の文書が提示されました。また、芦別駅に関しましても同様の文書が提出されたことから、滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町の4市1町の首長並びに議会議長で構成される根室本線対策協議会において8月11日に総会を開催し、JR本社に対する本年度の要望項目として新たに赤平駅と芦別駅の人員配置について要望することを決定し、8月26日に4市1町の首長並びに議会議長が出席のもとJR北海道本社に対し要請行動を行いました。結果両駅の無人化については、地域に対して性急過ぎたと判断し、駅無人化の必要性について詳細に説明して理解を得たいため、来年3月まで無人化について延期したいとのJRの回答を得たことから、本内容を受けた上で改めて今後の対応について協議してまいります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで44回目を迎えましたあかびら火まつりは、7月18日、19日の2日間、赤平市コミュニティ広場を会場に開催いたしました。7月18日は午後から雨が降り出し、その後雨足が強くなったため、当初予定しておりました火よっこ踊りを中止いたしましたけれども、その他のスケジュールにつきましては、参加いただいた皆様のご協力によりまして予定どおり行うことができました。また、火文字点火につきましても無事とすことができましたところでございます。2日目の19日は、天候も回復いたしまして、たくさんの方のご来場いただき、市民おどりなど市民参加型のイベントや焼き肉コーナー、各出店など大いに盛り上がり、夜にはことしも赤平市民花火大会を開催し、昨年に引き続き5,000発の花火を打ち上げ、市内外から多くのお客様にお越しをいただき、大きな歓声と拍手に包まれたところであります。入場者数につきましては、初日の雨の影響もあり、19

日土曜日は昨年より少なかったものの、20日は晴天に恵まれて、2日間で約3万5,000人の皆様にご来場をいただきました。2日間にわたり多くの市民並びに市内企業や各関係団体の皆様、そして市外からも参加、ご協力いただき、また花火大会につきましては市民の皆様からの多くの応援募金や企業の協賛、また各種チャリティー大会などによる多くのご寄附をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。今後もより一層市民の皆様喜んでいただける火まつりとなるように内容の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、エルム高原祭り、赤平市民デーについて申し上げます。エルム高原リゾートのPRと流政之氏の彫刻の認知度を高めるとともに、エルム高原リゾート利用者に対する日ごろの感謝を込めて、8月9日にエルム高原祭りを開催いたしました。赤平産ワインラム丸焼きの無料提供や大感謝抽せん会を開催したほか、エルム高原温泉ゆつたりの無料券が当たるガラボンやなぞ解きゲーム、景品が当たるSAKIYAMAスタンプラリーなど、家族で楽しめる内容として多くの市民のほかにも夏休み期間中ということもあり、キャンプに来ていた家族連れの方など1,000人の来場をいただいたところであります。SAKIYAMAスタンプラリーでは、家族連れでめぐる姿が多く見られ、流政之氏の彫刻の認知度を高めることができ、会場では自然に触れながらゆつたりと過ごしていただき、エルム高原リゾートの魅力を発信することができました。今後も赤平振興公社と連携を図りながら、エルム高原の魅力のさらなる発信に努めてまいります。

次に、情報発信基地AKABIRAベースについて申し上げます。オープンをしてから2カ月を経過いたしましたが入場者数は8月末現在で2万3,000人を超えており、AKABIRAベースで配布しておりますロケ地マップを片手に赤平市内をめぐる観光客の姿も多く見られるようになりました。また、8月にはAKABIRAベース屋外におきましてもホットレッグや朝もぎゆでトウキビなど赤平グルメ

も出店し、多くの方にお買い求めいただいております。今後も季節に合わせたイベント等を開催し、集客とPRに努めてまいります。今後につきましては、ポスターの掲示やパンフレットの充実など、情報発信基地として地域の情報の充実を図るとともに、特産品の商品の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。本年は、赤平公園、黎明の像の前において開催いたしました。8月10日、平和赤平市民会議主催により第43回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。当日は、ご遺族など42人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者への、ご冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月2日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族や関係者約50人が参列し、しめやかにとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月18日、第44回あかびら火まつり会場において、第65回社会を明るくする運動として関係団体から約150人に参加をいただき、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところであります。

次に、子どもまちづくり探検隊について申し上げます。8月7日、ふるさと少年教室に参加されている小学生を対象に子どもまちづくり探検隊を実施したところであります。当日は、小学生14名が参加し、まちの安全、安心を学ぶため赤歌警察署において署内の見学や鑑識体験を行い、その後北海道加ト吉において工場見学をして、どのように冷凍食品ができるかを学び、午後からは日高屋製菓の工場見学をした後に実際にケーキづくり体験を行うなど、働くことの大変さなどを学びました。そして、最後にはきょう学んで体験した感想を班ごとに発表して終了いたしました。今後もこのような機会を通して、自分

たちの住む地域への関心、愛着を子供のころから持ち続けていただけるよう努めてまいります。

交通安全について申し上げます。7月11日から20日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開し、運動期間中には早朝の街頭啓発を初め、延べ1,192人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。本年の赤平市における交通事故発生数及び負傷者数は、昨年と比較して減少しておりますが、道内においては8月16日に昨年より11日も早く交通事故死者数が100名を超え、さらに8月中だけでも昨年の犠牲者18名に対し、ことしは27名と死亡交通事故が多発しており、大変憂慮すべき状況であります。6月に砂川で発生した飲酒運転により一家5人が死傷する大変痛ましい事故の発生以来、飲酒運転の根絶には各地とも重点的に取り組んでいるところで、本市においても交通安全推進協議会、各交通関係団体と合同で飲酒運転根絶のミニのぼり、あるいは飲酒運転根絶の小型看板を製作し、赤平市全体で飲酒運転の根絶に努めているところでございます。今後におきましても市民一丸となって交通事故防止に当たるため、交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、特に子供や高齢者等のいわゆる交通弱者を事故から守るため、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に8月22日、幌岡、共和、住吉地区を対象として、赤平幼稚園を会場に市職員、消防職員、消防団員を初め、赤歌警察署、陸上自衛隊第10普通科連隊、幌岡、共和、住吉地区の住民など170名のご参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施いたしました。本訓練は、北海道付近で広範囲に雨が降り始め、関係部局により警戒態勢をしいている最中に北海道全域に地震が発生し、赤平市に最大震度6弱の大地震が発生したとの想定によりまして、災害対策本部設置運営訓練のほか住民避難訓練、収容避難所開設運営訓練などを実施したところでございます。特に局地的な大雨や落雷、ひょう、竜巻

やダウンバーストなどの激しい突風現象による被害が各地で発生している状況から、防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても訓練の経験が被害の軽減の一助になればと考えております。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る防災活動について日ごろから消防、警察、自衛隊等関係機関との連携強化を図りながら、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、現在統合準備委員会において進めております中学校統合についてであります。赤平高校跡地に統合に係る新校舎建設のため、統合準備委員会において協議をしておりました基本的な施設整備の方針である統合中学校施設整備基本構想が策定されたことはご報告させていただいたところですが、このたび基本設計策定に係る委託業者が選定されましたので、本格的な校舎建設への協議に入っていくこととなります。また、統合準備委員会では、その他の課題であります校歌、校章、制服、ジャージなどについても協議を続けており、学校や保護者の意見等を伺いながら、協議、確認を続けてまいります。なお、統合準備委員会での協議内容については、可能な限り統合準備委員会だより等を通じ、市民周知を図ってまいります。

次に、総合教育会議の開催についてであります。この会議は、本年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政にお

ける責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携を深めることを目的に設置が義務づけされたもので、市長、教育委員を構成メンバーとして、市長が座長となり、8月4日、本年度最初の会議を開催いたしました。会議においては、本会議の運営に関する要綱について及び教育に関する大綱についてなどの協議が行われ、今後は承認された要綱等にとり、本会議を開催、運営することを確認したところです。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてです。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されるもので、9回目となることし文科省による悉皆調査として行われました。今回は、理科を含め4月21日実施され、その調査結果が8月25日、全国一斉に公表されました。本市の調査結果についても関係資料が文科省から送られてきておりますが、改善の傾向はあるものの全体的には従前同様憂慮すべき状況であります。詳細な分析はこれからですが、4月の調査終了後に直ちに各小中学校での自校採点を行い、その傾向を速やかに把握し、各校の学力向上への対応を行っております。今後市内全児童生徒の学力の向上を目指した本市独自の組織である学力向上委員会により、今回文科省から送付された本調査の結果を受け、詳細な学力の分析を行い、学力向上プランの策定とそれらを活用する中で子供たちの学力向上に向け、指導方法の工夫改善など取り組みを進めてまいります。学力向上プランについては、市民への周知を図ってまいります。学力の向上には学校、家庭、地域という全市民の理解と協力が必要でありますので、未来ある赤平の子供たちの教育のために今後も関係各方面のご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査の結果の公表についてですが、昨年は文言の表現と全国平均を100として比較した全道及び赤平市全体の平均の数値を赤平市の改善策とともに公表してまいりましたが、本市の子供たちの将来に向け、公教育としての学力の必要性和同時に教育行政としての説明責任を果たす公表となるよう留

意し、広報、チラシにおいてお知らせしたところがあります。本年度においても公表が点数主義偏重へ向かうことのないよう表現方法に配慮し、実際の数値での公表や市教委による学校別結果の公表については行わないことといたします。

なお、道教委による北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についてであります。本市の学力向上策は、全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小中学校全学年を対象とした標準学力検査も実施しておりますので、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用するなど、赤平市の学力向上策は一定の前進が見られております。今年度においては、広く保護者、市民の協力を仰ぐ意味から全道的な傾向に対しても理解と関心を持ってもらうため、赤平市校長会とも協議した結果、本市の状況については学力向上策などの前進を含め、道教委による結果報告書に掲載することが可能な段階に到達しているものと判断したところです。さらに、先ごろ開催された第9回教育委員会においても掲載に同意することで教育委員の理解が得られましたので、今後は全国学力・学習状況調査の実施要領にとり、効果的な公表となるよう道教委と協議してまいります。

次に、道教委指導主事の学校訪問の要請についてです。指導主事の学校訪問は、各学校に年間3回の訪問が行われるよう要請を行っておりますが、教育課程の編成、実施、評価など、主に学校経営について管理職を対象とした1次訪問に始まり、2次訪問では授業公開と特別授業の設定、その視察を受けての具体的な指導方法、授業改善並びに全教職員との全体協議を行うこととなります。また、次に全国学力・学習状況調査の結果を受けての3次訪問がありますが、現在1次訪問が全て終わり、既に2次訪問も順次行っております。今後は3次訪問の要請を行い、全国学力・学習状況調査の対策として特に算数、数学、国語の授業改善について指導主事から助言をいただくことになっております。

次に、文科省による全国体力・運動能力、運動習

慣等調査についてであります。本調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として実施されるもので、ことしは1学期中に市内5校において実施されました。北海道においては子供たちの体力の低下が叫ばれておりますが、本市では対象の学年以外の全ての児童生徒についても体力の向上とその傾向の把握が必要との観点から、同じ種目で行われる新体力テストを実施しております。既に1学期から開始しており、2学期にかけて各学校、各学年で順次実施しております。

次に、新年度から使用する中学校の教科用図書の採択についてであります。平成28年度に使用する教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町で構成する北海道第5採択地区として、各市町の教育委員会で構成する協議会において選定の作業を行ってまいりました。その結果、7月17日、協議会により各教科用図書を決定いたしました。協議会では教科用図書の採択を決定いたしました。法律の規定により協議会を構成する各市町の教育委員会の議決が条件となることから、7月開催の第8回教育委員会において協議を行い、提案どおり各教科用図書の決定を行ったところです。

次に、ALT、英語指導助手の交代についてであります。1年間ALTとして市内各校の英語指導に尽力していただいたイザベル・マーリー・桃子・マックスワンさんが任期を終え、本国のイギリスに帰国いたしました。イザベルさんには在任中、中学校の英語科の授業ばかりではなく、小学校の指導並びに幼稚園での交流を含めた本市の子供たちへの英語教育に大変お世話になりました。後任としまして、アメリカ合衆国からチャン・ミエイ・ティダグ・ナングさんが着任いたしました。赤平の生活に早くなれ、前任者同様本市の児童生徒への英語指導に大いに力を注いでいただきたいと期待しております。

次に、第44回あかびら火まつりにおける児童生徒の市民おどり参加についてであります。各小中学校の参加は、平成12年から続いておりますが、ことしも4校の小中学校に係る地区育成会及び教員、保護

者、児童生徒を含めて大勢の参加があり、市民おどり参加者の約半数を占めておりました。ことしは火まつり大賞に中央中学校、第3位に赤平中学校が選ばれたほか、赤間小、茂尻小も入賞するなどの評価を受け、参加した児童生徒たちが喜びに沸きました。これらの地域行事に児童生徒、教師、保護者が積極的に参加することは何よりも大切なことであり、今後も大いに奨励してまいります。

次に、中体連の各種大会の結果について申し上げます。昨年从中体連の空知管内の各地区大会は、生徒数と学校数の減少の影響から中空知地区と北空知地区が統合して、新たに北空知中学校体育大会として開催されております。この北空知大会では、赤平中学校のソフトテニス部が男子団体で準優勝、個人戦でも3組のペアが入賞し、全空知大会への出場権を獲得しました。また、中央中学校のソフトテニス部も女子個人で1ペアが全空知大会に進出しております。全道大会への出場については、北空知大会において中央中学校の陸上競技走り幅跳びで3年男子が2位ながら標準記録を突破し、全道大会への出場を果たしました。また、全空知大会に出場した赤平中学校ソフトテニス部では、個人1ペアが全空知大会でも準優勝を果たし、全道大会の出場権を獲得しました。なお、全道大会ではいずれの出場者も入賞には至りませんでした。一連の中体連行事では目標に向かって努力する姿が大変感動的で、精いっぱい活躍する中で中体連の全事業が無事終了しております。

次に、文化活動ですが、第60回空知管内吹奏楽コンクールが8月1日、岩見沢文化センターで開催され、赤平中学校吹奏楽部部員24名が中学校C編成の部に参加し、昨年に続き金賞を受賞しました。残念ながら全道大会への出場権の獲得にはなりませんが、空知大会の金賞は13年連続するもので、赤平中学校吹奏楽部の伝統を継承する立派な成績を残すことができました。

同じく文化活動ですが、第82回NHK全国音楽コンクール空知大会、通称Nコンが8月12日、岩見沢

市文化センターで行われ、中央中学校合唱部部員14名が参加し、見事銅賞を獲得しております。少数ながらまとまりのある見事な歌声を響かせ、これも立派な成績を上げてくれました。赤平中学校吹奏楽部と中央中学校合唱部は、8月30日開催の第11回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにも参加したほか、ともにその美しい歌声や音色で各種の地域行事に貢献をしております。

次に、給食センターについてですが、老朽化が著しかった消毒保管機を更新いたしました。現行の消毒保管機は、昭和62年の改築時に整備したもので、設置後約30年を経過して機能の低下と故障時の部品調達に支障が出始め、修理も困難となってきたことから機器の更新をすることになり、このたび新しい機器の設置が完了したところです。これにより食器類の消毒と保管への不安が解消され、より安全、安心な給食の提供に寄与することができるものであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。まず、青少年健全育成事業であります各種少年団体のリーダー養成を目的とするふるさと少年教室が6月開講式に始まり、9月5日まで5回にわたり実施されました。また、8月22日には第46回赤平市青少年健全育成キックベースボール大会が行われ、5チーム、56名の参加があり、晴天の中、子供たちの元気な声が聞かれました。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの周知を図るとともに、火まつり会場での巡視補導につきまして各小中学校並びに地区育成会にご協力をいただきました。また、赤平高校が閉校になったことに伴い、赤平市の生徒が通う近隣の高等学校の教員等にも協力を要請し、合同補導を実施いたしました。また、各神社祭りでの巡回補導も行い、青少年の健全育成に努めたところです。

次に、東公民館関係についてですが、上期講座として6月16日、23日の2日間、石けんを使ってカッターナイフで仕上げる季節のアート作品、香りのア

ート講座を開催し、延べ14名が参加し、作品をつくりました。機会事業としては、6月30日に料理講座を開催し、12名が参加し、夏野菜を使った夏野菜のパスタをつくりました。さらに、小学生を対象とした夏休み子供体験事業、いろいろ探険隊を3日間開催し、木製のオリジナルうちわづくりや料理づくりを行うとともに、施設見学として札幌市水道記念館を訪問し、水と暮らしのかかわりを学ぶなど、延べ42名の小学生がさまざまな体験を通して楽しい夏休みの思い出づくりができました。また、東公民館中期講座として、健康な体力づくりを目指す手軽にできるリンパマッサージ講座を8月30日より週1回、延べ5回開催しております。

次に、図書館関係ですが、図書館事業の一つであります音読による脳トレ教室、脳のトレーニング教室を9月5日に開催しました。音読を行うことで脳が活性化され、認知症予防、鬱病の改善予防や体の老化防止が期待されることから、講師には音読集団郷音の会の方を招き、14名の参加をいただきました。

次に、社会体育関係であります、市民プールにおいて一般向けの水泳教室を7月28日から31日までの4日間行い、12名の参加がありました。また、子供水泳教室を夏休み期間中、8月4日から7日までの4日間行い、昨年は小学4年生からの対象をことは小学1年生から6年生までに広げ、23名の参加で実施いたしました。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 報告第3号専決処分
分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第3号
につきましてご説明を申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつ

せん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明を申し上げます。

件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃等57万3,387円を滞納しておりましたことから、平成27年6月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成27年7月10日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年7月から3万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成27年7月10日に専決処分したものでございます。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げます。よろしくご承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第3号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第6 報告第4号平成26年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第7 報告第5号平成26年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第4号平成26年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条

第1項の規定により、平成26年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、平成26年度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、主に市民プール建設時の元金償還が開始されたことや本比率は3カ年平均の比率となるため、財政問題並びに産炭地基金の活用により今回算定から外れる平成23年度の単年度比率より新たに算定される平成26年度の単年度比率のほうが高かったため18.5%となり、前年度より0.4%の増加となっております。

次に、将来負担比率につきましては、累積赤字並びに不良債務が解消されていることや地方債現在高の減少並びに充当可能財源となる財政調整基金の増額により140.9%となり、対前年度より1.2%の減少となっております。

以上、実質公債費比率につきましては前年度より比率が増加しておりますが、今後市立病院病棟建替事業、消防署消防総合庁舎建設事業並びに統合中学校建設事業による比率の増加に対しまして、平成27年度で公立病院特例債の償還が終了することにより単年度比率として約4%の減少となりますため、平成27年度決算以降3年間で段階的に比率の改善が見込まれます。今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全段階を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第5号平成26年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、病院事業会計は公立

病院改革プラン並びに経営健全化計画に基づく経営改善の取り組み成果、水道事業会計につきましても水道使用料の改定や計画的な企業債の導入など、また下水道事業特別会計並びに土地造成事業特別会計についても経営努力や一般会計繰入金等によりまして4会計の全てにおいて引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第4号及び第5号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第4号、第5号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第21号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第21号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成27年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年7月24日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成27年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,091万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款18繰越金として500万円の増額であります。今回の補正財源として平成26年度剰余金の一部を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金として500万円の増額であります。7月21日にご逝去されました前高尾市長の市葬に伴う葬儀並びに広告等の経費を市葬交付金として計上するものであります。

以上、議案第21号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(北市勲君) 日程第9 議案第22号赤平市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第22号赤平市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、本市が保有する特定個人情報につきまして適正な取り扱いを確保し、開示、訂正及び利用停止を実施するため規定を改正するなど所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。第1条は、条例の目的を定めた規定であります。特定個人情報を加えますことから字句の追加をするものでございます。

第2条につきましては、用語の意義を規定してございますが、特定個人情報及び情報提供等記録の意義をそれぞれ第4号、第5号として加えまして、以下号を繰り下げるものでございます。

第3条は、実施機関の責務を定めた規定でございますが、特定個人情報の取り扱いを加えることから字句を加え、漢字表記のため字句を改めるものでございます。

第6条は、個人情報取り扱いの範囲を定めた規定であります。該当条項を明確にするため字句を改めるものでございます。

第7条は、個人情報取り扱い事務の処理及び閲覧

につきまして定めておりますが、特定個人情報も含ませるため字句を追加するものでございます。

第7条の2は、特定個人情報保護評価に関する規則で定められてございます特定個人情報保護評価の規定として追加するものでございます。

第9条は、特定個人情報保護以外の個人情報の目的外利用等の規制について定めた規定であります。特定個人情報の利用等の制限は次の条で定めることから、区分するため見出し及び字句の改正を行うものでございます。

第9条の2は、特定個人情報の利用及び提供の制限について定めた規定といたしまして新たに加えるものでございます。

4ページから7ページをご参照願います。第10条は、電子情報処理組織の結合による提供の規制について定めた規定であります。通信回線による電子計算組織を結合する方法で新たに個人情報実施機関以外のものへ提供するときの条件等を整理するため条を改めたものでございます。

第11条、第13条及び第14条は、それぞれ個人情報の適正な維持管理、職員の守秘義務、字句に関する個人情報の開示請求権につきまして定めてございしますが、特定個人情報を含むものとするため字句の追加改正を行うものでございます。

第16条は、開示しないことができる個人情報について定めてございしますが、本条から第18条まで特定個人情報を含むものとするため字句の追加を行うものでございます。

第19条は、字句に関する個人情報の削除請求権について定めてございしますが、新たに設けます第20条の2の規定において特定個人情報について定めますことから、本条及び第20条の規定につきましては特定個人情報を除くため字句を加えるものでございます。

第20条の2は、自己に関する特定個人情報の利用停止請求権について定めた規定といたしまして、新たに加えるものでございます。

第21条は、代理人による請求について定めた規定

であります。特定個人情報に関する取り扱いにつきましても加えますことから条を改めたものでございます。

第22条は、開示請求、または訂正請求等の手続について定めた規定でございますが、第21条の改正に伴う字句の改正などを行うものでございます。

第23条は、請求に対する決定について定めた規定でございますが、特定個人情報に係る取り扱いにつきましても定めますことから項を改めるものでございます。

第24条は、開示等の実施について定めた規定であります。特定個人情報の取り扱いにつきましても含めますことから字句を改めるものでございます。

8ページ及び9ページをご参照願います。第24条の2は、訂正をする旨の決定に基づきまして情報提供等記録の訂正の実施をした場合の情報提供等記録の提供先への通知について定めた規定といたしまして、新たに加えるものでございます。

第26条、第27条及び第28条につきましては、それぞれ不服申し立てに関する手続、不服申し立てについて調査、審議するための審査会の設置、審査会の権限につきまして定めてございますが、名称の統一のため見出しの改正などを行うものでございます。

第29条は、他の制度との調整について定めてございますが、マイナンバー法におきましては他の法令との調整を規定してございます行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第25条は適用除外としておりますことから、同様に特定個人情報を含まないこととして字句を加えるものでございます。

第31条は、苦情の申し出の処理について定めた規定であります。特定個人情報を含むものとするため字句の追加を行うものであります。

次に、附則でございますが、この条例は、平成28年1月1日から施行するものといたしまして、第7条の2につきましては公布の日から、第9条の2第5項に係る部分に関しましては平成27年10月5日から、第24条の2につきましては番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものとし

たものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第23号赤平市職員の再任用に関する条例及び赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第23号赤平市職員の再任用に関する条例及び赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴いまして、赤平市職員の再任用に関する条例及び赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして所要の改正を行う必要がありますことから、一部改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市職員の再任用に関する条例の一部改正でございます。附則第2項につきましては、特定警察職員等への適用期日につきまして定めてございますが、特定警察職員等を規定する引用法令を厚生年金保険法とすることから字句を改めるものでございます。

次のページをご参照願います。第2条関係は、赤

平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。附則第5条につきましては、他の法令による給付との調整につきまして定めてございますが、共済年金は厚生年金に統一されますことから表中の字句の削除を行うものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものとし、第2項及び第3項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第24号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第24号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行され、平成27年10月5日からは個人番号通知カードの交付を、また平成28年1月1日からは個人番号カードの交付をそれぞれ開始することに伴い、カードを再交付する場合の手数料を定めるとともに、住民基本台帳システムカードの交付を終了するため所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページをご参照願います。第1条関係は、個人番号通知カードの再交付に係る手数料の規定の追加のため4の項として追加いたしまして、同項の追加に伴いまして以降の項をそれぞれ繰り下げたものでございます。

2 ページをご参照願います。第2条関係でございますが、住民基本台帳システムカードの交付が終了し、個人番号カードの交付が開始されることから、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定として5の項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、平成27年10月5日から施行し、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものとしてでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第12 議案第25号赤平市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第25号赤平市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市の各基金につきましては、従来の財政調整基金、減債基金など各会計の必要性により条例を制定し、運用しているところでございますが、当市の国民健康保険特別会計は平成21年度に累積赤字を全額解消して以降黒字決算を維持しており、剰余金も平成25年度以降2億円を超え、今後においても一定

程度の剰余金を保持できる見通しであり、剰余金について適正かつ透明性を確保した管理をするため赤平市国民健康保険事業財政調整基金を設置したいとするもので、このことにつきましては国民健康保険運営協議会に諮問しておりましたが、基金については設置して差し支えない旨の答申を今般いただき、本条例を制定しようとするものでございます。

第1条は、基金設置の目的の規定でございます。

第2条は、特別会計の歳計剰余金の一部、または全部を積み立てるとした基金の積み立ての規定でございます。

第3条は、基金の管理に関する規定でございます。

第4条は、基金の運用から生じる収益の処理についての規定でございます。

第5条は、基金を歳計現金に運用することができる等、運用の特例についての規定でございます。

第6条は、基金の処分についての規定でございます。

第7条は、この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるとした委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第26号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第26号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の退職手当の支給のため当市におきましても北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでございますが、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日に、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日に解散することから、それぞれ当組合から脱退し、さらにとち広域消防事務組合が総務大臣の許可の日から加入いたしますことから当該規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

さきにご説明させていただきましたとおり、解散により脱退する一部事務組合や新たに加入する一部事務組合がありますことから、別表の一部事務組合石狩の項中の道央地区環境衛生組合を削り、渡島の項中の南渡島青少年指導センター組合を削り、十勝の項中の西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合を削り、同項にとち広域消防事務組合を加えるものでございます。

附則第1項といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとし、とち広域消防事務組合を加える改正規定を除きました十勝の項の改正規定は、平成28年4月1日から施行するものとして施行期日を定めまして、附則第2項といたしまして変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改めるとして定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第26号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第32号平成26年度赤平市一般会計決算認定について、日程第15 議案第33号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第16 議案第34号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第17 議案第35号平成26年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第18 議案第36号平成26年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第19 議案第37号平成26年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第20 議案第38号平成26年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第21 議案第39号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第22 議案第40号平成26年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第23 議案第41号平成26年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第24 議案第42号平成26年度赤平市病院事業会計決算

認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第32号平成26年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。本市においては地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政4指標は、全て健全段階を維持する結果となっております。しかし、歳入については、人口減少等によって地方税や使用料、手数料並びに地方交付税などが減少し、歳出については市立病院病棟建替事業や消防署総合庁舎建設事業などによる公共建設事業費が増加し、大変厳しい平成26年度予算の編成となりましたが、赤平市財政健全化計画改訂版の考え方を踏襲しつつ、第5次赤平市総合計画に基づき産業振興、少子化対策、住環境整備の重点プロジェクトを中心とした地域振興に努めてまいりました。産業振興としては、新たに商店街振興対策事業補助金や地域おこし協力隊員の採用並びに特産品推進協議会補助金により地元産業の育成や強化、消費拡大に努めてまいりました。少子化対策としては、新たに統合中学校建設に向け基本構想を策定するなど、継続事業を含め子育て世帯の経費負担の軽減や施設環境の整備を図りました。住環境整備としては、福栄団地9号棟建てかえを初め各種計画に基づく事業を展開し、良好な住環境整備を進めてまいりました。そのほか、安全、安心社会の実現に向け、市立赤平総合病院の病棟建替事業に対する繰り出しや消防署消防総合庁舎建設事業に着手しました。今後も効率、効果的な財政運営を図りつつ、第5次赤平市総合計画の推進、平成27年度に策定予定の赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に努めてまいります。

一般会計決算の主な状況につきましては、歳入として臨時財政対策債を含む地方交付税は46億1,000万円、対前年度比1.5%の増となり、歳入総額の53

%を占めております。また、消費税率の引き上げに伴い、地方消費税交付金は1億5,000万円、対前年度比22.5%の増となりました。

一方、歳出では、扶助費が16億円、対前年度比1.1%の増、投資的経費が7億円、対前年比33.7%の減、消防予算が補助費等となったため15億8,000万円、対前年度比42%の増となり、人件費では11億9,000万円、対前年度比15%の減となりました。

結果、歳入総額86億8,605万4,656円、歳出総額83億6,099万6,768円となり、差引額3億2,505万7,888円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第33号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

68ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。最初に歳入につきましては、被保険者数並びに保険給付費等の減少により対前年度比5.4%の減となりました。また、歳出につきましては、保険給付費並びに後期高齢者支援金等費などの減少によりまして対前年度比5.2%の減となったところであります。

結果、歳入総額20億4,626万5,987円、歳出総額17億8,073万5,673円となり、差引額2億6,553万314円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第34号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

74ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が70.4%、一般会計繰入金が28.9%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.8%を占めたところであります。

結果、歳入総額2億4,662万4,857円、歳出総額2億4,370万4,324円となり、差引額292万533円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第35号平成26年度赤平市土地造成事業

特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

78ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。分譲状況につきましては翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画がそれぞれ未売却地として残ったところであります。

結果、歳入総額97万2,592円、歳出総額ゼロ円となり、差引額97万2,592円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第36号平成26年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管の総延長は8万1,110.73メートル、雨水管については73.95メートルの布設を行い、総延長は8,978.73メートルとなり、汚水整備率は認可面積に対して79.12%となったところであります。また、下水道普及率は84.18%、水洗化率は76.21%となっております。

結果、歳入総額6億2,652万84円、歳出総額6億1,404万2,185円となり、差引額1,247万7,899円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第37号平成26年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園を合わせて1,240区画を管理しており、平成26年度は赤平第二霊園11区画の貸し付けを行ったところであります。

結果、歳入総額406万3,460円、歳出総額314万9,236円となり、差引額91万4,224円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第38号平成26年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

99ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2カ年で用地を取得した際の起債の元利償還を行ったところであります。

結果、歳入総額4,532万434円、歳出総額4,531万

8,644円となり、差引額1,790円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第39号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

104ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。愛真ホームの短期入所者は24人、施設入所者は59人となりました。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,457件となったところであります。結果、歳入総額2億1,600万4,684円、歳出総額2億834万2,519円となり、差引額766万2,165円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第40号平成26年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

108ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成26年度末の第1号被保険者は4,833人、要介護認定者は955人となりました。また、地域支援事業として機能向上プログラムや二次予防事業対象者把握事業を継続し、各種講演会や運動教室等を行いました。さらに、包括的支援事業として日常生活や介護に関する総合相談支援等を行ったところであります。

結果、歳入総額14億4,028万5,955円、歳出総額1億1,799万5,098円となり、差引額2,229万857円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第41号平成26年度赤平市水道事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成26年度赤平市水道事業会計決算書の7ページをお願いいたします。事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして市街地配水管布設替工事、日の出地区配水管布設替工事、取水計装盤取替工事などを行い、料金システム等の購入も行いました。また、給水収益については、全用途で減少となり、家庭用給水収益では520万9,527円、営業収益全体では780万2,972円の減少となりました。営業費用につきましては、修繕費や工事請負費等の増加、会計基準の見直しによる減価償却費や退職給付費の

増加などにより、水道事業費用全体では3億1,838万7,105円の増額となりました。以上、収益的収支では3,833万3,897円の純損失となりました。

前のほうに戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の主な内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は税込みで3億7,274万4,722円となっております。次に、支出であります。第1款水道事業費用決算額は、税込みで3億9,882万5,329円となっております。

(2)、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は税込みで1億1,222万740円、支出の第1款資本的支出の決算額は税込みで1億9,942万2,329円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,720万1,589円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以下、財務諸表でございまして、3ページは損益計算書、4ページは剰余金計算書になります。

5ページ及び6ページは、貸借対照表であります。本年度の決算書より15ページのキャッシュフロー計算書と23ページから24ページの注記が新しく追加となっております。

次に、議案第42号平成26年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成26年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。平成26年度におきましては常勤医師は内科医5名、外科医2名、小児科医1名、その他研修医及び非常勤医師による診療体制となり、医療技術職並びに事務職を含め限られた人員配置の中、諸課題解決に向け対応してまいりました。あわせて念願でありました新病棟の建設につきましても本年3月に完成し、4月よりあかびら市立病院として名称とともに新たにスタートしたところでございます。また、関係機関との連携や市民ボランティアの方々の協力を得て、病院経営は安定的に継続され、経常収支においても

4年連続の黒字となったところであります。

収益につきましては、対前年度比で入院患者が920人、外来患者が571人の減少となりましたが、外来収益及びその他の医業収益は、透析患者数の安定的な確保も含め対前年度比1,477万8,000円を上回り、医業収益全体でも806万3,000円上回る結果となりました。また、医業外収益及び特別収益においては、会計基準の見直しに伴い、対前年比1億1,004万9,000円の増額となり、収益的収入全体においても増額となったところであります。費用につきましては、医業費用において対前年度比8,003万円の減額となる一方、特別損失においても会計基準の見直しにより義務化されました退職給付引当金の計上が大きく影響し、当期純損失は10億7,187万4,000円となりました。資本的事業につきましては、病棟建替事業により対前年度比23億7,139万3,000円の増額となったところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書であります。収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益の決算額は24億8,370万5,136円となり、支出の第1款病院事業費用の決算額は35億5,548万4,575円となりました。

次に、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は28億2,989万9,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算額は30億8,566万947円となったところであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,576万1,947円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,926万3,745円、当年度分損益勘定留保資金5,649万8,202円で補填いたしました。

次に、財務諸表であります。5ページ、6ページは損益計算書で、6ページに記載のとおり、当年度純損失は10億7,187万3,619円となりました。

7ページをお願いいたします。当期純損失の10億7,187万3,619円は未処理欠損金に充てられ、当年度未処理欠損金は20億5,688万1,004円となります。

9ページ、10ページは貸借対照表であります。

説明を省略させていただきます。

以上、議案第32号から第42号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村委員、以上8名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第25 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、ボランティア活動の推進について、2、児童館、児童センターの役割と今後について

て、3、市職員の健康管理について、4、消防団への市職員の加入について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき、一般質問を行いますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします

大綱1、ボランティア活動の推進について、①、ポイント制度の活用についてであります。当市の人口減少が急速に進む中、65歳から75歳までの高齢者人口をどう有効活用するのかということは大きな検討課題であります。また、いろいろな形で社会貢献することが健康長寿につながることからボランティア活動が推奨されるわけでございますけれども、無償でのボランティア活動では長続きしないので、半分有償の半ボランティアという形が理想かと思ひます。

3年ほど前に鹿児島市に行政視察に行ったとき介護施設において福祉対策としてのボランティア制度が施行されており、そのときにポイント制度が導入されておりました。介護を中心とした話ではありましたが、ボランティアの仕事の内容に応じて点数を加算し、ポイントをためることで本人の介護保険料が最高1カ月分免除されるという制度であり、そのほかにポイントはいろいろな形で応用できるとのことでありました。当時私は、当市でもこのポイント制導入の取り組みをするべく要請をしたわけでございますけれども、その後質問する機会を失いましたので、現在検討されているとするならばどのような形で進められているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） ポイント制度の活用についてお答えいたします。

高齢者が在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスや各種支援制度の活用のほか、住みなれた地域の身近な方々による自助、共助による支援も大きな手助けとなります。そのためにはボランティアなどで高齢者を支えていくための取り組みをつくり上げていくため、ボランティアコーディネ

ーター組織のある社会福祉協議会に生活支援介護予防体制整備事業を本年7月に委託し、新たな事業の取り組みのための準備を市とともに進めているところであり、まずはボランティア活動をしていただく方々の発掘や養成などの取り組みから始めるとともに、元気な高齢者自身がボランティアとして活動する場の確保を図っていきたいと考えております。それらを進める新たな介護予防事業となる介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年4月をめどに移行する予定としております。

なお、ボランティアに従事していただく方々には、支援を受ける側がある程度決まった日時において支援を受けることを期待する面もありますことから、ある程度の責任を持って活動していただくために有償ボランティアとすることを予定しておりますが、ご質問にありましたボランティアポイント制度につきましては、ポイントの管理等に難しい面もありますが、ポイント制を用いた中で現金支給や地域商品券の活用などの取り組みの事例がありますので、ポイントの管理上ボランティアに従事する方や支援を受ける方の負担にならない方法を先進的に取り組んでいる市町村の事例等を参考にしながら、今後十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ポイント制のいいところというのは、応用がきくということでありまして、また福祉など特定部門だけでなく、町内会や老人クラブ活動、各種団体などのボランティア作業、行政が行うイベントへの参加等幅広く活用できるところでございます。ポイントをためることで商品券、図書券などの交換や企業、スーパーなどの協力を得て、特産品や日用品との交換も可能になるわけでございます。基本方針さえまれば、あとは具体的検討や運営面では社会福祉協議会が適任かと思ひますし、また社協組織であれば福祉以外の分野でも対応できるのではないかなと思っております。事業展開には今おっしゃられたように十分な調

査が必要でございますけれども、その当時から先進地等の調査した経緯もあるのではないかと考えておりますので、それぞれのメリット、デメリットについて、また現時点での考え方に具体的なものがあれば再度伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） ボランティアは、本来無償であるべきとの意見もございますが、支援の継続性やある程度責任を持って活動していただく必要性から有償ボランティアの導入が進んでいる状況にもあります。先行してボランティアポイント制を行っている自治体におきましては、ボランティア登録者はある程度確保できているようではありますが、実際に活動されているボランティアの数が年々減少しつつあり、その対応に苦慮しているとのお話があります。これは、ポイント制度そのものの問題ではありませんが、制度を運用していく上では一番重要な事項でありますので、当市におきましてもボランティアの確保、養成に当たりましては当初のボランティア養成講座だけではなくて、その後も定期的に研修を行っていくなど、ボランティアのスキルアップを図っていく必要があるものと思っています。

ポイント制の運営管理には、ボランティアにより支援をする側、受ける側ともに活動が行われたことの確認と証明をする必要がありますが、またそれが適正に行われたか確認作業が必要となりますが、たとえ有償であってもボランティアとして活動をしていただいている面からは、信頼関係を損なわないような配慮も必要になるものと思います。高齢者がボランティア活動に参加することは、社会参加活動を通じた自身の介護予防効果や生きがいとやりがいのある活動の場となり、健康維持にもつながるものとなりますので、平成29年4月の運用開始に向け、当市に合った制度となるよう社会福祉協議会などの関係機関と引き続き協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明聞いておまして、取り組む事業内容によってはストレート有償のほうがよい場合や幅広いボランティア活動にはポイント制を取り入れる、こういう使い分けの必要があるかもしれないと思うところがございます。

しかし、今大事な話でございますけれども、制度以前の問題として人が集まらない、いわゆる人的協力を得ることができないということが一番の課題になるのかなと、こういうふうに思います。私もこれからのボランティア活動というのはぜひ組織的に成功させたいと、このように思っておりますので、今おっしゃられたように29年の4月ということでございますので、今後十分な対策を立てて、そしてそれに合った制度になるような形でのご尽力をいただければと、このように思うところがございます。今後も十分な調査をしていただきまして、そして私にも報告いただけることを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、大綱2、児童館、児童センターの役割と今後についてであります。①、子供の居場所としての役割についてであります。児童生徒たちが学校でのストレスや家庭でのストレスを持ち込むのが児童館や児童センターだということを時々耳にすることがございます。私もたまに児童館に顔を出しまして子供の様子をうかがってくるのでありますが、見ておきますと児童館で一般的に先生と呼ばれている児童厚生員の皆さん方は、子供たちの気持ちをつかむのが上手なのか、本当に適切な指導をしているなということが感じ取られるわけでございます。厳しい言葉で、時には大きな声で怒られることもあるようでありますけれども、それでも子供たちは先生の言うことにはきちんと従っております。先生に注意されたことは、仲間の子供たちにも教え合ったりしており、感心する場面も見受けられました。モンスターペアレンツと言われる保護者に常に気を使っている学校の先生や家庭で子供を甘やかしている親よりも挨拶などの礼儀作法等を初め、ある程度境界

はありますけれども、ここでのしつけには効果があるかなと感じたところでございます。

不登校の原因には非行やいじめ、貧困や虐待、そして心の病等があるわけでございますけれども、ここには不登校の児童も出入りするようございまして、子供たちにとって本当に大切な居場所となっているようでございます。児童厚生員の方から子供が学校以外に居場所がないとつらいものがありますよとか、親が子供とコミュニケーションをとれないと子供には大変つらいものがありますねとの話を聞かされましたが、そのような事情等も含め、居場所を求めて子供たちが毎日集まってくるということでございます。そういうことからここに集まってくるのかなと思うところでございます。現在学校では、教員が時間外の雑用等で忙しく、十分に子供の話し相手や相談に乗ってやれない場合も多く、家庭では共稼ぎなどで子供と会話や遊ぶ時間が十分にとれなかったり、中には不仲の家庭から逃げ出すために、そんな寂しい気持ちをここで救われているのではないだろうかと思ったりいたします。ですから、優しく話し相手になってあげるなど、厳しいながらも適切な指導が行われているからこそ、子供たちが素直になれるのではと感じるところでございます。

児童厚生員の方は、館内でいじめが発生しないよう大変気を使うとのことでありました。日常的に教育関係者は、いじめや不登校問題で大変苦勞されているわけでございますけれども、管轄の違う社会福祉関係者と学校教育関係者との連携はどのようになっているのでしょうか。それぞれが連携を深めることで、子供たちへのよりよい指導や各種問題の解決策を早く見出すことができるのではと思うところでございます。子供たちが心の安らぎを覚える居場所ということについて、また双方の連携のあり方について社会福祉課と学校教育課双方の考え方を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 初めに、社会福祉課からお答えをさせていただきます。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の一つで、健全な遊びを通して子供の生活の安定と子供の能力の発達を援助していく拠点施設として位置づけられておりますけれども、当市においては共働き家庭等の児童が放課後等を過ごすいわゆる学童保育的な場所としても利用されているところでございます。

当市の児童館、児童センターは、市内5カ所で運営をしておりますけれども、現在11名の児童厚生員の方に施設運営の中心的な役割をお願いしているところでございます。児童厚生員は、地域の子供たちの遊びを援助し、日常的に子供たちを観察しながら、福祉や育成にかかわる人たちをつなぐコーディネーターとして、子供たちが健やかに育つ環境づくりに尽力をいただいているところでございます。

今日核家族や地域の地縁的なつながりの希薄化等を背景に、家庭における教育力の低下が指摘をされておりますけれども、家庭における教育力の向上、地域における子育て支援の充実、幼児期から児童期への一貫した育ちの流れの保障にあつては、児童福祉の施策と教育の施策が途切れることなく連動することが重要とされております。こうしたことから児童館を含めた地域における子育て支援、家庭教育支援、保育所、幼稚園、小学校との連携等に当たつての総合相談調整窓口のあり方が今後ますます重要になってきますので、体制の強化に向けてさらなる検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 続きまして、教育関係部局として答弁させていただきます。

学校教育関係者と福祉関係者との連携について福祉部局との連携は従前より行っておりますが、学齢期の子供の問題については、児童館での出来事を含め、当然学校教育課が関係すべきものと考えております。市教委では、青少年センターの職員が不登校や非行等の問題について対応しておりますが、学校、児童館を訪問しての情報交換やそこでの子供たちの

観察などの業務を行う中で、特段の事象があれば学校教育課が青少年センターとともに対応しているところです。また、案件により福祉部局、場合により保健部局や警察とも連携を図っておりますが、子供の問題はこれで十分というものはありません。議員のご指摘を真摯に受けとめまして、子供の学校以外での観察を含めて、さらなる福祉部局との連携を深め、子供のよりよい成長に努めてまいります。ご理解賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 現在自分の居場所を見つけれない子供たちがふえてきております。不登校やいじめ、家出の結果、非行に走ったり、自殺にまで追い込まれるケースがあるわけですが、当市の子供たちにそのようなことがあってはならず、そのための支援体制をしっかりとしていかなければならないと思っております。

ただいまのご答弁では、管轄が違うが、社会福祉課と学校教育課との連携は互にとれていると、こういうことですので、理解するところでございますけれども、できるだけ現場に近い職員の連携がこれから必要になってくるのではないのかなと思っております。聞くところによりますと、ベテランが1人やめていかれるというような話も聞いておりますので、できるだけ現場に近いところでの連携が必要と思っております。そういう意味では、今後の指導の中でそういう人たちを育ててほしいなと、このように願うところでございます。

また、直接子供たちと触れ合い、面倒を見ている児童厚生員について、日常どのような指導、支援体制がとられているのかお尋ねいたします。

また、児童厚生員については、資格が必要ないわけですが、採用に当たっては子供たちを適切に指導できる人材を見きわめる必要があるかと思っております。資格が必要ないという部分では、これは私も構わないのかなと思っておりますけれども、やはり人物といいますか、そういう子供たちを適切に指導できる人を探してほしいなと。今の人たちに不

満はないです。一生懸命やっていますし、今私はそこを評価して言っているわけですから、これからの話でございませけれども、そういう部分での考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

児童厚生員には遊び等の中で日常的に子供たちを見ていただき、特に援助や配慮を必要としている子供には子育て支援センターや子ども未来係、教育委員会の青少年センター指導員などを通じて情報交換しながら、子供たちの支援に努めているところです。

また、年数回、不定期ではありますけれども、地域ごとに児童厚生員と児童委員、教職員、青少年センター指導員などが集まって情報交換の場を設けており、このほか児童相談所に相談を要するようなケースの場合には、その都度社会福祉課と学校教育課で情報交換をしながら対応をしているところでございます。

なお、児童厚生員について資格取得の義務づけはございませんけれども、一定の研修を履行することにより資格を取得することができ、現時点での有資格者は11名中1名となっております。児童厚生員につきましては、児童館の運営がほぼ年中無休ということもございまして、職員の確保に苦慮しているのが実態でありまして、今後進める児童館の統廃合の中で保育士等の有資格者の配置についてもあわせて検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で私はそれで理解するところでございます。子供たちの心は常にデリケートということですので、これからも子供たちが心身ともに健康に育っていくために児童館、児童センターが通い心地のよい子供たちの居場所となり続けますよう各関係者のご協力をお願いするところでございます。

次に、②、少子化による今後の維持存続の見直しについてでございます。現在児童館が3カ所、児童

センターが2カ所で運営されておりますけれども、過去において子供たちの減少に伴い、赤平児童館、住友児童センターが他の施設に統合された経緯もございます。今後数年のうちに児童生徒数の急速な減少が表面化すると思います。

実は、先日地域参観日ということで茂尻小学校に行っていました。そうしますと、1年生から4年生まで本当に人数が少ないのです。5年生、6年生は二十四、五名おりましたけれども、あとは15名前後でした。ですから、あと2年もしますと子供たちが本当に少なくなったのだなということが目に見えてわかるような、そういう状況が出てくるのではないかと思います。そういうことから、子供たちが減ってまいりますと各地域における児童館、児童センターも維持存続非常に難しくなってくるのではないかなと思っています。ですから、これらについての将来の見通しについてお尋ねいたしたいと思いません。よろしくお願いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

当市の児童館、児童センターは、市内5カ所で運営をしているところでございますけれども、特に文京児童館と茂尻児童館は昭和40年代の建築で老朽化も著しく、利用者数も減少しているため、子ども・子育て支援計画においても総体的に移転、統合を検討していくこととしております。

また、共働き家庭等の子供たちが放課後や休校日等を過ごす場所としても利用されており、国の運営指針では放課後児童クラブといえますけれども、当市の運営は専任職員の配置ですとか専用スペースの確保などで国の基準を満たしていないため、今年度からは児童館での留守家庭見守り事業に名称を変更をしております。

当市の場合小学校の児童数は、平成22年から平成26年度までの5年間で22.6%減少しておりまして、今後の児童館の運営につきましては小学校整備計画とも整合性を図りながら検討を進めていかなければならないため、先月から公共施設専門部会において

議論を始めたところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま小中学校の統合計画の話がなされましたけれども、地域に施設がなくなった場合、児童館などの施設を学校に併設する考えがあるのかどうか。それとも、地域に小ぢんまりとどこかに残していくのかと、こういうことでありますけれども、この考え方、学校計画との関係もございまして、もし単独でお答えできるのであれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

国は、共働き家庭の児童のみならず、全ての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることとしておりまして、特に学校施設を活用した実施を促進していくこととしております。当市としましても小学校のさらなる統廃合を検討していくこととしておりますし、子供たちの安全、安心な居場所としては、国が進めるとおり、学校内に併設することが一番望ましいと考えておりますので、そのことも含め十分に検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 わかりました。併設ができる、そしてするつもりもあると、こういうことですので、理解するところでございます。

大綱3、市職員の健康管理について、①、恒常的な超過勤務体制の改善についてでございます。最近の市職員の勤務状況を見るときに、特定の部署において恒常的な超過勤務の状況が目につきます。職員の健康問題に大きく影響することが懸念されるわけでございます。与えられた仕事に意欲と責任感を持って働くことは評価いたしますが、しかし過重労働にて健康を害してしまっただけでは何にもならないわけで

あります。結果として市民サービスの低下を招くことになるわけであります。万が一事故あるときには、恒常的な超過勤務体制を看過してきた上司には管理上の責任も問われることと思います。時間外手当の支給問題や代休もとれない状況が続いている部署もあるようでありまして、労働条件の低下が非常に危惧されるところでありまして、職員の士気にも影響することが心配されるところでございます。

市内における多くのイベントに市職員がかかわらなければやっていけないというのはいかがなものでしょうか。市職員のなすべき役割と民間人がなすべき仕事に区別がつかなくなってきたのではと思われるところもでございます。市民の人口減少や高齢化に伴い、民間主体の事業に市職員が協力することは悪いわけではありません。しかし、いつの間にか主体が入れかわり、それが恒常的になることもあるのではないのでしょうか。これは心配される部分でございます。また、ともすると過去においてせっかく培われてまいりました市民の独立精神までもが失われてしまいかねません。

職員の位置づけを明確にし、仕事上民間でできることはそれぞれの協議体等に予算を配慮しながら、民間人の採用枠をふやすことで解決できることもあろうかと思うところでございます。早く正常な勤務体制に改善し、職員の健康管理にきちんと責任を持つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 恒常的な超過勤務体制の改善について申し上げます。

選挙事務やイベントなど、時期により集中した業務となりますことから超過勤務となる部署も見られますが、新たな事業の取り組みから増大した部署もでございます。月60時間を超えた超過勤務は、支給割合を引き上げし、手当を支給してございますが、仰せのとおり、健康に影響がございましてことから、労働安全衛生法におきましては超過勤務が一月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて医師による面接指導を

行わなければならないとされておりまして、長時間労働は削減しなくてはならないと考えているところでございます。

今後、お話のございましたとおり、長時間勤務の削減のため、アウトソーシングを含めました事務事業の見直しや適正な職員配置、または部署間での応援体制の強化など必要と思っておりますので、十分関係部署と協議いたしまして、是正してまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁でありましたように、長時間勤務の削減のため事務事業の見直しとか適正な職員配置、それから部署間での応援体制、その強化を図っていくということでございますので、理解はいたします。

しかし、いま一つ残業時間の実態把握についてお尋ねいたします。労働安全法という言葉も出てまいりましたけれども、長時間の超過勤務は仕事上やむを得ない場合もあるとは私も理解しております。しかし、職員の健康管理上不可欠な残業時間の実態は、個別にきちんと把握するべきことではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

また、土日出勤の職員も時々見受けられますけれども、超過勤務が続く中で代休取得の指導がどうなっているのかもあわせて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 残業時間の把握についてでございますけれども、超過勤務をする場合におきましては、時間外勤務命令簿に記載いたしまして決裁をし、1カ月分を担当課でまとめまして、総務課に提出することになってございますもので、担当課におきましても総務課におきましてもその状況は把握しているところでございます。過重となっている実態が把握できた場合におきましては、さきにも申し上げさせていただきましたが、部署間での応援体制やどうしても必要とする場合は臨時職員の雇用

など、十分関係部署と協議いたしまして是正してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、代日休暇につきましては、時間外勤務命令簿により振りかえした時間を確認いたしまして、また別にこれをもって作成いたします振りかえ命令簿、この命令簿でその実施が確認できるようになっているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁でおおむねの理解はいたしましたけれども、現在今のところでは時間も代休制度も規則があってもそのとおり実施されていないというふうに私も判断しているところであります。そういう意味では、過去にも規則、マニュアルがあるのにもかかわらず守られていない。そういう部分では、これは総務課長の部分かなと思いますけれども、やっぱり総務課長は法の番人、規則の番人でありますので、それぞれの担当課に、各課にその規則を守らせる、そのことがこれからの指導の中で必要になってくるのではないかなと思っていますので、今の状況を見ていますとやはりこの部分が少し欠けているのではないのかなと、こう思いますので、これはよろしく願いいたしたいと思います。

市職員の健康管理は、私は各課ごとの財産管理に例えることもやぶさかではないのかなと、このように思っております。恒常的な超過勤務にならないように、それぞれの責任者は部下への配慮を常に忘れず、各課それぞれに健康的でよりよい市民サービスの提供に努めていただきますことを心より要望しておきたいと思います。

②、うつ病などへの対応、対策についてであります。近年の社会現象として、うつ病などを中心に精神的な病がふえているようで、一般人だけではなく、特に学校の教員と自治体職員に多く見受けられるとのことでもあります。ここ数年を見てみますと、当

市職員の中に2桁とまではいかななくても、数多くの心の病に侵されている職員が見受けられます。仕事面や社会環境により、また家庭内の問題等が複雑に絡まり、発症するわけでありますけれども、特に最近の傾向かと思いますが、携帯電話やスマートフォンの影響により直接的コミュニケーションが苦手な若者がふえております。こういうことも複雑に作用し、いろいろな心の病を引き起こしていると思われるます。軽度のうちに治療をせず、重度化すると市民サービスの低下につながってくるわけであります。早期発見、早期治療であり、周囲も早く気がつかなければならぬことではあります。今後このような職員への対応や対策など、どう対処していくのかお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） うつ病等への対応、対策について申し上げます。

近年仕事や家庭、人間関係などさまざまな精神的ストレスが原因によるうつ病や適応障がいなど、心の病による長期休職者が官民間問わず増加傾向にございます。職員の中にも精神的なストレスから長期休職した者もございますが、職員のメンタルヘルス対策といたしましては、まず職員一人一人がメンタルヘルスに対して正しい知識を持ちまして理解を図るため、昨年職員向けにメンタルヘルス研修を実施したところでありまして、職員からの相談体制につきましては北海道市町村職員共済組合の共済心の相談・からだの相談を活用でき、必要に応じて心理カウンセラーによるカウンセリングも利用できることとなっております。

また、心の病で休職した場合の職場復帰前のケアにつきましては、厚生労働省の心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引、この手引や人事院の円滑な職場復帰及び再発の防止のための受け入れ方針を参考といたしまして、試し出勤を実施しており、職員、主治医等と総務課職員が相談しながら進め、復職までに徐々に体調をならし、職場復帰していくとするもので、この試し出勤によりまし

て復職している職員もいるところでございます。

さらに、労働安全衛生法が改正されまして、メンタルヘルスチェックの実施を義務づける制度が創設されましたことから、その実施につきまして検討しているところでございます。

職員が働きやすい職場環境をつくり、組織の活力を向上させていくために、引き続き職員のメンタルヘルス対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕うつ病につきましては、仕事上での人事問題や人間関係が要因の一つとなる場合があるようでありまして、現在のところ課長、主幹、係長など各級間の異動も少ないようでありまして、また最近は適正に行われていないような話も聞こえてまいります。課長、主幹、係長それぞれが定期的に異動することが好ましいのではないのでしょうか。特定部署を除き、庁舎内にスペシャリストはつくる必要はないと思います。市民サービスや仕事上の連携のためにも、職員はどの分野でもオールマイティーに仕事がこなせるよう定期的な人事異動が必要かと思えます。また、うつ症状は、人事異動や配置転換により改善される場合もございます。早い職場復帰となるよう最善の努力をしていただき、貴重な戦力をできるだけ早く再生していただきたいと思えます。考え方があればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 仕事の関係によるストレスが原因による心の病によりまして長期休職した職員もおりますが、10年前と比較いたしますと病院、消防を除きまして61人と大量退職等によりまして職員数は大幅に減少しており、業務量はふえてはいるとは思いますが、仕事の量や困難性を原因とするよりは、人事異動により職場での人間関係、コミュニケーションがうまくとれず発症しているケースが多くなってきているように思います。さきにも

述べさせていただきましたが、主治医等と連携し、対応させていただいており、場合によってはさらに配置転換するなど対応させていただき、職場復帰につなげているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕私は、過去のことにちょっとさかのぼりますけれども、いわゆる役所の中の合理化といいますが、平成19年度以降ベテランと言われる職員の皆さんが部長職を初めとして60人以上の方が早期退職されました。当時は計画以上にやめたわけでございまして、財政的には救われましたが、残された職員も大変でした。仕事に穴があかないように、現在の課長クラスの人たちは大変な思いで頑張ってきたことだと思います。このことは、私も長い間ずっと状況を見てきましたから、参与席の皆さん方がそれぞれ努力をされて頑張ってきたということについては大いに評価しているわけでございます。

現在相当数の職員が採用されておりますが、新採用でありますので、当時の戦力と総合的に比較すると比べ物にならないわけでありまして。当時は指導できる人たちが多くおり、現在はその逆で新人が多いわけでありまして。そして、当時は部長職がありまして、課長職以下の面倒も見ていたわけでございます。部長職がなくなって久しくなりますが、現在は課長職に動きがなく、最近は人事上、上から下までよどみができ始めているのではないかと、そんな気がしているところでございます。そして、職員数が激減した分、各人の業務量がふえるなどで、それぞれの皆さんが以前のように部下の面倒を見る余裕がなくなってきたのも事実ではないでしょうか。仕事を覚えたくても教えてくれる人がいなく、人間関係はぎすぎすしている。要領を得ないままに悩み込んでしまい、発症につながる、そんなパターンも考えられるのではないのでしょうか。

現状では部長職の再現は難しいことだと思いますので、それにかわるのは私は副市長の仕事、副市長

の任務かと思えます。あえて副市長に答弁は求めませんが、今までのたがが外れてばらばらにならないよう職員の心をしっかりと受けとめ、最善の人事を行っていただくことを要望いたしまして、この件について終わりたいと思えます。

大綱4、消防団への市職員の加入について。市民生活の安全、安心のために日夜ご尽力いただいております市消防職員並びに消防団員の皆様には、常に敬意と感謝を申し上げますところがございます。現在本市においてはというより広域消防組合の中では、赤平地区と言つてよいのでしょうか、4つの消防団、文京分団、赤平分団、茂尻分団、平岸分団、それぞれが日常的に地域活動をしておりますし、それを支える後援会の皆様も本当にご苦労されていることであります。特に出初め式や消防演習時にはきびきびとした規律ある動作を見るときに見学に来た市民に頼もしさを感じさせる、そういうことでございます。最近、市民全体が急速に高齢化していく中で、日常生活における火元点検や増加する福祉施設の防火対策など、市民生活の安全、安心のためには消防団の維持存続は必要であり、団員数の確保は必要不可欠であります。最近、団員数も減り、高齢化も進んでおりますが、それでも役員皆様の努力により少しずつ若い団員さんがふえつつあり、頼もしく思われるところでもあります。しかし、条例による定数110名には及びません。

ここ数年市職員が毎年四、五名ずつ採用となり、庁舎の中にたくさんの若手職員が見受けられるようになりました。現在市職員の消防団加入者は1名のみですが、もっと多くの若い職員の皆さんに加入してもらい、積極的に消防団活動を行ってほしいと願うところがございますし、市民からも同様の声もだんだんとふえてきております。当市の将来を担う若い職員が消防団活動を通じて多くの地域住民と触れ合える交流の場でもございますし、職員の間人形成の場にもなることでございます。市職員の消防団加入や団活動の推進について考え方があれば伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 消防団への市職員の加入について申し上げます。

消防団におかれましては、みずからの地域はみずからで守るという精神に基づき、平時には火災予防の啓発や応急手当の普及などを行うとともに、火災や災害発生時には地域防災のかなめとして大きな役割を果たしていただいているところでございますが、お話にございましたとおり、高齢化等によりまして確保が困難な状況と伺っております。全国的にそのような傾向がございますことから、地方公務員の加入促進につきましては消防庁長官等より通知があるところでございまして、その都度当市におきましても掲示板等を活用いたしまして呼びかけなどしておりますものの、なかなか当市職員の加入に結びついていない状況でございます。しかしながら、公務員が消防団員として活躍することは、地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながりますことから、入団は職員個々の判断にもよりますけれども、大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、消防署と連携いたしまして、今後も入団促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま答弁の中で消防署と連携し、今後も入団促進を図っていくということでございますが、そういう答弁されますとあとは職員個々の判断に委ねられてしまうと、こんなことになりますので、そういう意味では上層部からの加入促進の指導も私は必要かなと、こういうふう思うところでございます。

近隣自治体でも団員不足で、職員だけの消防団を結成しているところもあるやに聞いております。夜間出動をさせないとか、昼間でも火災や災害の規模、または仕事の状況で出動の可否を判断するとか、いろいろ出動に制限を加えるなどで加入条件の環境づ

くりもそういう意味では必要かなと、こんなふうにも思います。そのことから消防団活動が可能になってくることあるのではないかと思うところがございます。将来の当市を見据えたときに若手職員の消防団加入促進については、庁舎内部で十分議論を交わしていただきたいと思っております。ただ、この問題については、強制はできず、あくまで個人の判断に委ねられるということがございますから、要望事項といたします。

また、全ての団員加入は団の責任で行うことになっておりますが、消防団加入は個人の意思とはいつでも企業や商店などの協力がなければ団員は集まらないわけでありまして。今後の団員減少の行く末を見るときに、行政みずから加入促進の支援に乗り出しでもいいのではないかと私は思うところがございます。これは要望といたしますので、十分にご検討をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問の全てを終わります。適切なご答弁ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序2、1、人が集まり、住みたくなるまちづくりについて、2、市職員の業務意欲向上について、3、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、夢現会より質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、人が集まり、住みたくなるまちづくりについて。現在人口減少、高齢化、地方の過疎化と言われる中、国は地方創生、頑張る地方に活力をとまち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出し、進めております。そんな中、当市でも11月下旬を完成のめどとして赤平版創生総合戦略策定に向け戦略会議を立ち上げ、検討を進めております。

そこで、①、赤平の考える最重要施策について伺います。当市は、第5次総合計画に基づき平成21年から30年度の間、産業振興、少子化対策、住環境整備と3つの重点プロジェクトを立ち上げ、人口減少に歯どめをかけようとして取り組んでおります。前

市長もこういう施策により急激な人口減少を少しでも抑えていけるようにと考えておられたのだと推測いたしますが、やはりたくさんの方に一気に対応はしていけないというふうに考えられます。そんな中、どこに着目して施策に目を向け、取り組むべきと現在考えられるかお聞かせください。お願いします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 赤平の考える最重要施策についてお答えをさせていただきます。

当市における課題解決に向けた重要施策は多岐にわたりますが、まずは平成21年度から30年度までの第5次赤平市総合計画に基づく産業振興、住環境整備、少子化対策、この3つの重点プロジェクトを中心とした施策を着実に推進することが大切なことであります。しかし、こうした施策を実行してきてもなおかつ人口減少に歯どめがかからず、日本国内の将来における人口減少問題を機に現在当市においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を協議しており、今後これらに位置づけられた政策を確実に実行することが重要であります。

そこで、最重要施策に関するご質問でございますが、全国的にも人口減少により自治体消滅の危機にあると言われておりまして、この傾向は当市においても同様の状況でございまして、まちの将来を見据えると当然のことながら若年層、少子化対策が最重要施策であると考えております。そうした考え方のもとにまち・ひと・しごと創生総合戦略として当市といたしましては、他市町に例のない赤平の未来を担う責任ある立場の50歳以下の市民代表者で構成するみらい部会を設置いたしまして協議をいただいている状況であります。さらに、今後におきましてもまちづくりに関しましてこうした若い世代の方が参加できる機会の拡充に努めまして、地域活性化を推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま若年層、

少子化対策が重要というふうにお聞きでき、少し安心しました。やはり次世代を担うものに対して力を注がなければ、当市の先は明るくならないと私も同様に考えます。しかしながら、今までも行ってきた高齢者対策や住環境整備もやはり全く行わないというわけにもいかないというふうにも感じられますが、そういう点も同様をお願いしながら、若年層、少子化対策に力を注いでいただきたいというふうに感じるようです。

そこで、再質問ですけれども、前市長は総合計画の3つのプロジェクトで人口減少を緩やかにして対策を進めていくというふうに話されておりました。菊島市長にかわり、日々変化の激しい状況の中、減少を緩やかにするという目標で当市は生き残っているのでしょうか。今後は当市は今までどおり人口の減少緩和なのか、目標の考え方として人口も増加を目指すのか、そういう点で考えがございましたらお聞かせいただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 先ほどのお答えの中で、議員がおっしゃられるように高齢者対策等も当然並行して進めてまいらなければなりません。あくまでも将来を見据えるということで若年層、人口減少対策が最重要ということでお答えさせていただきましたので、補完させていただきます。

また、第5次赤平市総合計画策定時は、人口増加とまでは言わないものの人口減少率を緩和しまして、できることなら維持したいという目標を持った計画内容となっております。しかし、現在は、将来自治体が消滅してしまうといった危機感の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を協議しておりますので、人口減少率緩和だけではいずれ将来にまた同様の課題が発生してしまうということになってしまいますので、今は人口増加を目標とした政策議論を重ねるべきであるというふうに判断をしております。しかし、具体的政策が定まり、さらに総合戦略の内容については重要業績指標といった数値も示す

ことになってまいりますので、最終的結果によりまして現実的に人口増加と位置づけることが可能なかどうか、これらについては改めて協議してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 人口減少対策、少し膨らませるならば人口増加対策を含む次世代の子供たちや若年層に対する戦略を重要と感じていてくれていることを聞きましたので、安心いたしました。赤平市の高齢化率の高さも感じていますし、当然そこへの施策もただいま課長が言われたように講じていくものというふうに思いますが、やはり生き残るためには次への考えも必要というふうに思います。そういう点で課長の答弁に同感いたしますが、やっぱり国の地方版総合戦略策定のための手引の中にもPDCAサイクルの確立という位置づけで、計画、実施、評価、改善の4つの視点をプロセスに取り組みすることとしていて、Cのチェックの部分でも我々地方議会も策定段階や効果検証の段階で審議を行うことも重要になっていくというふうに言われているところがございますから、当市はさらにそこから若年層を取り込んだ組織の立ち上げもなされたので、行政、議会、市民としっかり連携をとり合い、総合計画と地方創生戦略をリンクさせながら、周りよりも一歩先をいく取り組みを期待いたします。よろしく願いいたします。

②番、若年層、子育て世代に対する支援についてお伺いいたします。当市は、平成24年、国の子ども・子育て関連3法が制定されたことに伴い、平成27年度から31年度の間、子ども・子育て支援計画を策定しました。それまでも平成17年に次世代育成支援対策地域行動計画や平成21年策定の第5次総合計画の中で、少子化対策をプロジェクトの一つとしてさまざまな施策を進めてきております。また、国の交付金などを活用し、平成21年ごろより保育所、児童館などの整備補修、備品の充実化なども進めてきております。しかし、平成22年の国勢調査によれば本

市の15歳未満人口は1,072人、平成2年と比較しても60.5%減少しており、ことし新たな国勢調査でさらに減少ではと危惧されるところでもございます。

そこで、お聞きいたしますが、平成27年でさまざまな新規の事業、例えば保育料の50%軽減、入園料の廃止、紙おむつごみ袋の交付、発達支援事業の自己負担無料化、通級指導教室の開設などなどありますが、減少していく人口の中で若年層子育て世代の人口をふやす、もしくは子供を産み育てやすい環境をつくることに対してさらに先駆的な対策が考えられないでしょうか。おありでしたらお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当市における最近の重立った子育て支援策としましては、平成24年度から実施をしております中学生以下の医療費無料化でございますけれども、この事業のスタートの時点では先進的な取り組みでございましたけれども、その後同様の事業を実施する自治体もふえまして、さらには対象枠を高校生まで拡大する自治体までございまして、さながら自治体間競争の感も否めない状況となっております。このような状況の中、全国市長会では出産や子育てに関する医療、教育面での経済的負担の軽減については、ナショナルミニマムとして国の責任において環境を整備することが重要であるとし、子育てに係る医療費は国が全国一律で負担するべきとして提言書を提出をしております。

また、当市では、今年度から保育所の保育料を国基準と比較をして50%軽減しており、将来的には保育料の無料化についても検討をしていくこととしておりますけれども、この点につきましても実施した場合には先進的な取り組みではないかというふうを考えております。さらに、7月からはまち・ひと・しごと創生総合戦略会議やみらい部会の中でも少子化、若年層に対する政策についてさまざまなご意見が出されておりますので、11月末に策定予定の総合

戦略を踏まえて、当市としての新たな子育て支援策を新年度予算に反映していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁にありましたように、幾つかの先駆的な取り組みが見られますので、今後はそういう先駆的な取り組みをしっかりと周知をしていただき、市民、また周囲に情報発信をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

③番、障がい者施策についてお伺ひします。当市は、平成24年度から29年度までの障がい者基本計画と平成27年から29年度までの障がい福祉計画の第4期を今後一層の障がい者施策の推進を図るため策定いたしました。私自身かかわる機会が多いので、非常に気になるところではございますが、大綱に挙げたとおり、人が集まる、住みたくなるまちづくりという観点からも障がいを持つ方への配慮が今ここにいる方々から広まり、人が集まる、住みたくなるまちになるというふうには考えられます。

そこで、策定された計画の中で施策の考え方とビジョンが書いてありましたが、障がい者の主体性、自主性の確立、障がい者、介護者の高齢化の対応、協働による全ての人のためのまちづくり、障がい者に優しいまちづくりと指針が掲げられておりますが、具体的な形が何か示されているのか、あればお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えをいたします。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法と平成27年5月に策定をいたしました第4期障がい福祉計画に基づき、各種障がい者福祉サービスを実施してまいります。第4期障がい福祉計画に掲げております基本的指針の具体的な形についてでございますけれども、身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がいの種類にかかわらず、また障がい者

の範囲に難病等を加えた上で障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度で提供をしてまいります。このほか障がい者、介護者の高齢化への対応、協働による全ての人のためのまちづくり、障がい者に優しいまちづくりにつきましても公共施設等における障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいただくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法で進めていく必要があると考えております。赤平市としましては、障がい者福祉サービスの充実を図ることと同時に、新たに平常時からの見守り体制を構築するべく各地域や関係機関と協力、連携をし、高齢者や障がい者に寄り添った安心、安全な暮らしに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今後体制の構築を関係機関とも進めていただけるということですので、注視していきたいというふうに思います。ますます必要性が高まると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、④、高齢者に対する支援についてお伺いいたします。当市の高齢化率は、生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳までの大幅な減少により上昇しており、平成25年で既に40.5%となっております。中でも後期高齢者、75歳以上の方々は年々増加し、高齢者人口に占める割合を高くしているというふうになっております。そこで、高齢者対策として行ってきたさまざまな施策に対して評価と改善にいかにつなげていくのか、今後さらにどのような取り組みが行われていくのかという点をお聞かせ願えたらと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

今年度までに市が取り組んでいる主な高齢者の支

援策につきましては、介護予防事業の地域まると元気アッププログラム、エルム高原温泉ゆったりの入浴券交付事業の保養サービス事業、緊急時の連絡先や本人の既往歴などを記入して保管する救急キット配付事業、緊急時に通報する緊急通報システム事業、75歳以上の高齢者などを対象とした除排雪サービス事業などがあります。

幾つかの事業の実施状況と今後の課題等を申し上げますと、まず高齢者が元気で介護を必要とする状態にならないように取り組む介護予防事業としまして、NPO法人、北翔大学、コープさっぽろとの産学官協働事業であります地域まると元気アッププログラム、いわゆるまる元での運動教室や認知症予防プログラムなどを実施し、参加者の中で介護認定の更新をしない方が出現したり、5年前から実施し、今年も先般行った体力測定会におきましてまる元参加者と非参加者の体力を比較しますと、体力の低下度合いにおいて著しく差があり、参加者の中にはまる元参加以降体力が向上している方もいるなど、一定の効果があらわれているものと考えております。また、まる元参加者より体力面、認知機能面で虚弱な方々を対象に、単なる運動だけを行うだけではなく、昔ながらの遊びを取り入れた中で体力、認知機能面の維持改善を図ることを目的とした介護予防プログラム、まる元あそびを開発し、6月からスタートをさせています。さらに、会場まで来られない方々を対象にシルバーハウジングや老人クラブなどに出向いて、体力の維持、認知症予防、閉じこもりの防止のためのメニューとして緩やかなまる元、（仮称）ゆる元の開催に向け、プログラムの開発を行っているところで、参加者を拡大し、介護予防につなげ、成果を上げていきたいと考えています。

次に、保養サービス事業につきましては、平成22年度より介護健康推進課に所管がえとなりましたが、以前は月1回、年12回の利用となっていたため、冬期間は転倒の危険もあり、利用がしづらいとの利用者のお話があり、利用者の要望を取り入れ、12枚つづりの利用券方式として個人の都合に合わせ利用

ができるようにしたことから、年間利用者数も延べ7,000人ほど増加し、平成26年度で延べ2万60人の利用実績となり、高齢者の閉じこもり防止にも役立っているものと思っています。今後も利用者の要望に可能な限り応え、より利用者数が増加するよう努めてまいります。

次に、除排雪サービス事業についてであります。事業の実施に当たり無作為抽出で行った除雪のアンケート調査において高齢者が除雪に関し困難な事項を調査した中で、日常の除雪と同様に屋根の雪おろしも困難な事項と挙げられましたことから、除雪に関する助成の対象範囲を日常の除雪や除雪車による置き雪の後始末に加え、屋根の雪おろしとその排雪などを加え、より利用しやすいものとして実施しているところです。今後は対象年齢の引き下げなどの要望もありますことから、事業の委託先の社会福祉協議会と見直しなどの検討をしていきたいと考えています。その他事業につきましても改善できるものは改善を図り、より利用のしやすい制度にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 現在までの実績をご丁寧にご答弁をいただきまして、今後の取り組みの予定も聞かせていただきまして、ぜひ高齢者の方々が元気に触れ合える場の検討を今後も進めたいというふうに思いますが、再質問させていただきますが、当市の一般世帯数に対する高齢者のいる世帯の割合は、平成22年では54%で、北海道全体の36.5%と比べると差が非常に大きく開いております。そのうち高齢者のみ世帯も同様で、64.8%を占めている状況だというふうに思いますけれども、独居の方、高齢者のみ世帯の現在の実数かもしわかっていれば教えていただきたいのと、それを踏まえたくて独居の方、高齢者のみ世帯の方にさらなる対策案があるのかという点をお聞かせください。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） お答えいたし

ます。

当市の高齢化率は高く、さらには独居や高齢者のみ世帯の多い状況にもあります。直近の数値で申し上げますと、65歳以上の独居の方は住民登録上1,826人となっておりますが、実際には施設に入所されていたり、独居者がいても住民基本台帳上単身世帯となっていると思われる方々を除きましても8割程度はひとり暮らしをされているものと推測をしています。また、世帯員が65歳以上の方の高齢者のみで構成されている世帯数は1,023世帯となっております。

また、ご質問にございました今後の独居高齢者のみ世帯の方々への対策であります。高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるようにする地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援、介護予防サービスの充実強化を重点的に取り組んでいく必要があります。増加するひとり暮らしの高齢者や認知症の方などを支えていくためには、介護保険サービスや各種制度の活用だけではなく、地域の自助、共助による支援も必要とされております。そのためにはボランティアなどの地域の多様な主体や機関が連携して、高齢者を支えていくための取り組みに最大限支援していくことが重要でありますことから、その取り組みを積極的に推進していくためにボランティアコーディネーター組織のある社会福祉協議会に生活支援介護予防体制整備事業を本年7月に委託し、新たな事業の取り組みのため準備を市とともに進めているところであります。

今後は町内会などの地域組織における高齢者支援活動の状況調査を実施し、高齢者を支えるボランティアの発掘や養成などの取り組みを進め、また元気な高齢者が担い手として活動する場の確保を図り、それらを進める新たな介護予防事業となる介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年4月をめどに移行していくことを予定しております。また、ボランティアの活用につきましては、見守りが必要な高齢者への声かけや傾聴、さらには地域の自主的な集い、いわゆる地域サロンの開催などを行っていただくこ

とを予定しているところであります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 先ほどの④番の重要施策の中でも企画財政課長にお答えいただいたように、若年層、子育て世代が重要だということの中にも本市には高齢化率が高くなって、高齢者の方々がたくさんいらっしゃるということでは、やはりこれからますます重要になっていくというふうに思いますので、今答弁いただいたような新たな取り組みもこれからしっかりと注視していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、大綱2に移らせていただきます。大綱2、市職員の業務意欲向上についてお伺いします。

①、採用試験のあり方についてお伺いします。本市の採用試験は、筆記、面接試験と聞いております。その詳しい内容についてはお聞きできないかもしれませんが、これからの新職員の方は赤平で何をたくて赤平を受けられるのか、赤平をどうしたいのかなど言葉で思いを発表していただく、もちろん公務員としての最低限の資質というのは必要でしょうけれども、そういう赤平の思いというのが言葉で表現できるような面接の体系があってもいいのではないかというふうに私個人では思います。その点から採用試験のあり方についてお伺いします。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 採用試験のあり方について申し上げます。

現在採用試験は、職員として採用するに当たっては公務員として一定の知識や教養も欠かせませんことから、小論文を含めた筆記試験を実施し、そして2次試験といたしまして面接試験を行っているところでございます。試験の中において本市のまちづくりなど小論文において述べさせましたり、面接の中においてもサークルやボランティア活動など、これまで培った経験や本市への思いを述べさせたりする等いたしまして実施してきているところではござい

ますが、エントリーシートに沿った面接では学生が問答を想定しており、本物の人物像が見えにくいことから、成績表を利用して勉強への取り組み等を取っかかりに学生の素に迫るといった方法を取り入れているというところが大企業を中心にふえてきているとでございます。お話のとおり、本市においてどのようなことをしたいか、またどのようなことを実現したいか、職員としての目標を具体的に話していただく機会を設けましたり、まちづくりの課題をグループ討議するなどして受験者の意欲が見えるようにするなど工夫いたしまして、全体の奉仕者として市民の負託に十分に応えることができる職員の採用に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきました。決められた項目を試験で使うというのは、相手方の学生もそういう対策を練ってきているのだというふうに、私も学生のときもそうでしたので、やはりそうだろうというふうに思いますから、その受けた新職員さんが本市をどのぐらい熱く思ってここに来たいというふうに思っているかという、そういう思いとか新職員さんの力を引き出せるような採用試験をこれからしていただきたいというふうに思っております。それが住民サービスに今後採用した後つながっていくのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

②、職員研修についてお伺いいたします。平成19年の厳しい財政状況の中、職員のスキルアップを行いたくともなかなか実施できずに今日まで来たというふうを感じる場所もございます。役所へ入り、中堅職の方々は仕事量もふえ、日々の仕事をこなす苦勞に追われているのではないかというふうに思います。しかし、地域創生と言われ、自治体独自の発想力が問われる今、職員の方々のスキルアップは必要不可欠というふうを感じる場所です。そこで、本市における職員研修はどのように行われているの

か、また今後はどのような体制で研修が行われていくのかお聞かせください。また、行った研修はどのように庁舎内で反映されているのか、そういう実態も一緒にお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 職員研修について申し上げます。

厳しい財政状況でございましたことから、道外への研修等は控えていた時期がございました。その時期がございましたけれども、個性豊かな地域づくりや行政課題解決に向けた取り組みを行っております道外先進市町村の視察や訪問先の職員や地域リーダーとの意見交換等を行い、今後の地域づくりや自治体運営等に資するといたしまして、市町村職員道外先進事例研修が北海道市町村振興協会主催により実施されてございますけれども、昨年よりこういった機会を活用いたしましたり、本年度においてはさらに道内はもちろん道外において実施されております業務に必要な専門研修につきましても必要な課において予算の計上がされており、実施してきているものでございます。

研修などの出張の復命につきましては、通常は所管において処理されておりますが、情報の共有が必要なものにつきましては供覧とするなど、その共有に努めているところでございます。また、各課にわたる研修計画を事前に把握いたしまして、どのような研修を行う予定となっているか情報共有していくことができるようにしておく等、今後工夫してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 前向きな答弁をいただきまして、職員の皆さんのスキルアップがその先の市民サービスにつながると先ほども言いましたが、やはりそのように思いますので、答弁にもありましたように研修状況が共有できる状況、それから現地に行かずにしてもスキルアップにつながるよ

うな環境づくりをしていただきたいというふうに思いますし、そういうところがサービス増強につながっていくというふうに感じますので、ぜひ研修へ行きやすい環境整備もあわせてよろしくお願いいたします。

③番、提案制度導入のその後についてお伺いいたします。この質問は、平成24年12月定例会の中において質問されていたこととして、市職員の業務の資質向上、職員体制の縮小による資質の高いチーム力の強化、効率的な業務体制のあり方などを検討していただきたいと質問されておりました。答弁の中で、可能な方法、効果、今後検討したいとありましたが、その後提案制度についてはどのように検討されてきたかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 提案制度導入のその後につきましてお答えいたします。

平成23年度の限定ではございましたが、すぐれた提案は表彰することができることといたしまして、職員提案実施要綱を定めまして職員提案を募り、結果的には表彰者の該当はおりませんでした。提案の中には実施可能な提案も含まれておりまして、職員同士よい刺激になったのではないかと考えております。

本年度につきましては、赤平市のまちづくりや人口減少に歯どめをかける政策の提言につきまして市民の皆様をお願いしておりましたが、職員向けにも実施しており、今後提出された意見等はまち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会等で検討されるというふうに考えているところでございます。このほかグループウエア上の掲示板等におきまして提供された案件に対して返信できる機能もございまして、意見を述べるのが可能とはなってはございますが、掲示された事案だけではなく、身近な事務や作業についての工夫に関する意見、政策に関する提言等ができるようその方法について具体的に検討してまいりたいと考えまして、職員のモチベーションアップにつながるよう実現した提言がわかるようにす

るなど検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁の後半で具体的な検討内容が示されたように思いましたので、今後の状況を注視したいと思います。形はどうあれ、表彰がいいのか、どういう形がいいのかはさておき、やはり提案制度ができるような形を用いるということが庁舎内を明るくし、市民サービスにつながっていくというふうに感じるところがありますので、ぜひ縦割り行政から横割りとはいかなくとも市民にとってなじみやすい役所を目指して、庁舎内がよくなる提案が出しやすい環境整備を期待いたしますので、よろしく願いいたします。

最後の大綱になります。大綱3、教育行政について、①、小中学生に対する主権者教育についてお伺いいたします。国は、改正公職選挙法を成立させ、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上へ引き下げました。これは、1945年、終戦直後からの70年ぶりとなると言われておりますが、来年夏の参院選から適用されると見通されております。そのことにより加わる有権者数は、240万人と全有権者数の2%と言われておりますが、未成年者であっても買収などの重大な選挙違反は少年法の特例措置として成人と同様の処罰を受けるとされております。当市においても対象年齢を迎える子、今後対象年齢となる子というふうにおりますが、高校閉校の今、すぐに対処が必要な状況下にはないと思っておりますが、当市の未来のためにも先駆け主権者教育を行うことは考えられないでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 公職選挙法等の一部を改正する法律が本年6月に公布されまして、選挙権年齢が現行20歳から18歳に引き下げられることとなり、施行となる来年6月以降に実施される選挙については、改正公職選挙法のもとに行われることになりました。

そこで、選挙権年齢の引き下げに伴って18歳の高校生が有権者となるため、文部科学省は高校生の主権者教育の一環として、来年度の参議院選挙に向け文部科学省が作成した副教材を全国の高校に配付することにより、高校生の政治への参加意識の向上を図る予定となっております。この改正に係る小中学生への本格的な主権者教育は、高校生への対応が急務なことから、現時点では次の教育課程の改定まで持ち越される見込みとなっております。先進都道府県においては、既に高校で模擬投票を実施するなどの方法によって主権者教育の推進を図っている自治体もあるようですが、まだ少数となっているのが現状のようです。

そこで、小中学生への主権者教育についてですが、我が国の憲法、日本国憲法においては、主権は国民にあるとされているところであり、いわゆるこの主権在民は戦後日本の繁栄の根幹であり、現在は小学校の社会科で憲法と国民生活のかかわりから政治に参加する大切さを、また中学校の社会科では法に基づく政治の大切さや主権者としての国民の権利の重要性、国民の政治参加について学習しております。いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、より早い段階から子供たちが主体的に政治への参加意識を高めていける教育が今後ますます重要との考えは持っておりますので、今後示される学習指導要領や文科省、道教委が示す主権者教育の方針などの指導に沿って、未来の有権者を育てるため取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁でもありますように、早い段階での教育が重要と考えつつも、学習指導要領が示された後、それから文科省や道教委が方針を示した後というのは、どこも同時にスタートラインにいくというふうに思います。市教委としての早い段階という位置づけに今後期待をしたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

②、読書力向上についてお伺いいたします。ア、学校司書配置について。平成25年6月議会にて私は読書の推進を質問させていただき、学校教育の現場でも重要性ありと認識している旨の答弁をいただき、読書習慣の定着化を目指すと言われておりました。そこで、学校司書の配置が4月より努力義務となって半年がたちます。市教委としての考えの方向性についてお聞かせください。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 読書力の向上については、読書活動の充実が学力に比例するとされていることから、読書習慣の確立は子供の学力向上に大変重要であると考えております。学校では、朝読書の実施や児童会活動での読み聞かせなど、本に親しみ、興味を持ってもらう活動を行っており、また本年度から全校での新聞購読の予算をいただきましたので、各校で定期購読し、自由閲覧することで記事や連載物に興味を持って、継続的に読む児童生徒もふえてきたと伺っております。

そこで、学校司書の配置については、このたびの学校図書館法の改正によって努力義務として規定されたところでありますが、今後については法改正後の国の動向も注視しながら、その方向性について検討してまいりたいと考えております。ご理解賜ればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきました定期購読なる新聞購読は、あくまでも自由閲覧だというふうに思いますし、その新聞内容に興味を持ったとしても、残念ながらそこで終わってしまうというケースが多いのではないかなというふうに感じます。

配置に積極的な自治体の声の中に図書の貸し出しがふえたとか、調べる力がついたなどの効果の声もあるようでして、何らかの先駆的な行動が何らかの効果に結びついていくというふうに感じます。

そこで、再質問させていただきますが、現在市教委として学校司書が必要だというふうに必要性を感

じるかどうかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 新聞の購読によって児童生徒が自由に閲覧することによって、新聞に興味を持って、活字に親しみ、読書の習慣につなげていくことが今後求められておりますけれども、学校では調べ学習の際の活用や新聞のコンクールに応募する児童もいるなど、新聞に対する興味関心が高まっているのではと思っております。

また、市教委では、このほど学校などで新聞を教材として活用する活動を行っております北海道NIE推進協議会のご協力によって、NIEの空知セミナーを市内の小学校で開催して、授業における新聞の活用についての実践発表や公開授業を行うなど、少しでも活字、読書に親しむ方向に進むよう努めているところです。

そこで、学校司書の必要についてですけれども、議員のご指摘のとおり、読書の機会を与える学校司書の存在は重要と考えております。学校図書の充実が読書習慣の定着や言語活動の充実にとって重要であると同様に学校司書の存在も今後求められてくると思いますので、法改正後の国の動向や道教委の今後の指導等を注視しまして、問題等を整理しながら、配置の方向性について検討してまいりたいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 再質問に対してもご答弁いただきまして、新聞の購読に対してもご丁寧な答弁をいただきましたが、後半学校司書の存在は重要というふうにご答弁いただきました。重要性を感じていらっしゃるというふうに思います。先ほども言いましたが、やはり先駆的な行動がその先に先駆的な結果に結びついていくというふうに思いますし、動向を見た後行動を起こすということになれば、ほかの自治体も同様なスタートラインに立つというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、いい方向で準備をしていただけたら

というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

イ、図書館の環境整備についてお伺いいたします。現在の図書館の考え方については、平成25年6月議会において質問があり、答弁の中でも他市の例を出し、利便性の重要性、利用率の向上などを挙げられておりました。現在隣に建設中の消防庁舎の全貌が見えてきた今、図書館運営の観点から環境整備の必要性はいかがかお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 図書館の環境整備についてお答えいたします。

赤平市図書館につきましては、昭和55年3月に現在の場所に開館し、築35年が経過していることから建物の老朽化も進み、補修箇所も毎年見受けられ、外壁等の補修工事等を行いながら開館している状況であります。赤平消防署消防総合庁舎が間もなく完成し、図書館運営の観点から環境整備についての必要性ということではありますが、今後のあり方と方向性につきましては、以前にお答えしましたのと変わりありませんが、かねてより市民が図書を利用しやすい施設環境、複合的かつ利便性を考慮した配置がえなどのご意見をいただいておりますが、現在も施設が稼働中により確定的な計画や構想というものは持っておりません。しかし、消防総合庁舎が完成した後の環境の変化や施設の老朽化等を鑑み、今後の図書館のあり方、方向性を含め、市役所内における公共施設改革専門部会等でも十分に協議しながら、本年度に策定されます公共施設等総合管理計画の中で示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまのご答弁の中で市民が図書を利用しやすい施設の環境ということもありましたとおり、環境整備という観点から見たら図書館の運営というのはあの場所でのいいのかなというふうに疑問とするところもありますの

で、公共施設改革専門部会でしっかり協議をしていただいて、本年度に策定予定の公共施設等総合管理計画でお示しいただけるということですので、注視していきたいというふうに思いますが、あくまでも私はあの場所がだめだから移転新築を希望しているとかというわけではなくて、環境的に図書館運営の妨げになる状況ではないかなというふうに疑問に思ったので、ご質問させていただきました。今後どのような方向性が考えられるのかというところでしっかり検討していただきたいというふうに思いますが、もう一点、再質問という形でお聞きしたいのですが、図書館の利用状況というのはいろいろな場面で調べれば出てくるのですが、その利用状況も含めて移動図書について、移動図書の今後の運営拡大について再度質問させていただきたいと思いますが、図書館の環境整備ということについて図書館がもしいろいろな複合施設の中に入ったりとか図書館が固定したところがないとしたら、当市でやっている移動図書の運営というのは非常に活発になっていくというふうに思います。現在は、茂尻小学校と東公民館の2カ所に移動図書が行われているというふうに思うのですけれども、小学校や中学校、他校への考えとかも含めて移動図書の今後の拡大についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 利用状況につきましては、いずれも平成26年度末現在での数値であります。貸し出し登録者数は2,321名で、前年度末が2,230名であり、91名の増であります。貸し出し利用者数につきましては5,397名で、1日当たりにしますと約22名であり、前年度末では5,671名で、1日当たり約24名でありますので、1日当たりにしますと2名の減少となっております。

登録者数の増につきましては、一般の方々に加え小学校の新入学児や長期休暇中の自主研修等に伴い、新規に図書館を利用することによる増となっております。しかしながら、貸し出し利用者数につき

ましては、時期的な関係もありますが、特に児童の継続的な利用が減っており、全体的にはわずかな減少となっております。

次に、移動図書館についてであります。小学校の移動図書館は現在茂尻小学校1校で行い、平成26年度の貸し出し冊数は616冊で、前年度は平岸小学校と茂尻小学校2校で行い、合わせて1,016冊あり、400冊の減となりました。また、平成25年度から実施しております東公民館での移動図書館につきましても、貸し出し冊数は235冊であり、前年度は150冊でありましたので、わずかですが、増となっております。今後小学校の移動図書館につきましても、学校の整備に伴い変化が生じる可能性があります。学校からの意見等を伺いながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、一般の移動図書館につきましても現在は東公民館で移動図書館を開いておりますが、地域的な問題や利用者の高齢化などにより図書の提供等に不便が生じてきた場合には、移動図書館のあり方についても検討する必要があると考えます。

いずれにいたしましても、平成26年度末で5万2,424冊の蔵書を抱えている図書館の運営につきましては、地域の環境や安全整備等も踏まえ、市民に親しまれ、誰でも気軽に利用できる図書館を目指し、図書の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきまして、一般の方の登録者数も微増ながらアップしているということも含めて考えますと、やはり高齢化が進んでいく中、高齢化に対応する考えとしても移動図書館が市内各地に運営が拡大されれば利用者数もふえるかなというふうにも見えてくるかなというふうに感じるところもありますし、学校に関しては休み中の利用などがあってふえているということでも言われていましたので、学校はそういう利用の仕方でもいいのかなというふうに感じるところもあります。

いずれにしましても、先ほどから言っておりますとおり、利用者の方が利用しやすい図書館運営ということを担当課の課長も言われておりますので、現在のあの場所が本当に的確な場所になるかどうかというのも含めて先ほど言った指針の中で示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりたいというふうに思います。答弁のほどありがとうございます。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時39分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)